

## 今後の特別支援学校<sup>1</sup>の新たな機能の構築

### 〔計画のポイント〕

特別支援学校の配置・整備と機能の充実を図ります。

- ・喫緊の課題である，児童生徒増による過密化，長時間通学の解消に向けた小・中学校，高等学校の余裕教室等を活用した特別支援学校の分校等の設置
- ・特別支援学校の配置・整備については，新たな役割を担う「全県型」，「地域型」としての位置づけ
- ・特別支援学校全体の機能の中での，寄宿舍における教育的支援の在り方についての検討
- ・幼児児童生徒の通学時間に関する，段階的な条件整備
- ・特別支援学校のセンター的機能の充実

一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。

- ・障害の重度・重複化，多様化に応じた教育課程の編成・実施・評価の充実（「個別的教育支援計画」，「個別指導計画」等に基づく指導の充実）
- ・教材・教具の工夫や学習環境の整備
- ・「交流及び共同学習」の推進による，地域で共に学び育つ環境の整備
- ・医療的ケア<sup>2</sup>を必要とする幼児児童生徒に対する，医療的ケア実施体制の整備
- ・自閉症に対応する教育内容・方法の実践研究の推進と，障害特性に応じた教育課程の編成，校内指導体制の整備

## 1 特別支援学校の整備や機能の充実

### (1) 特別支援学校の配置・整備

喫緊の課題である児童生徒増による過密化，長時間通学の解消に向けた対応については，小・中学校，高等学校の余裕教室等を活用した特別支援学校の分校等を設置するなど，具体的方策を講じていきます。

特別支援学校の配置・整備については，従前の各盲・聾・養護学校の障害に応じた教育の専門性を生かしながら，新たな役割を担う「全県型」，「地域型」の学校配置を行います。なお，寄宿舍については，特別支援学校の全体の機能の中で，その教育的支援の在り方について検討します。

幼児児童生徒の通学時間について，心身の負担軽減を図るとともに，自分の住んでいる地域で障害に応じた適切な指導と必要な支援が受けられるよう，

\*1 特別支援学校 従来の盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えて一本化したもの。学校教育法第71条に規定されている学校で、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、小・中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

\*2 医療的ケア 看護師が配置されている特別支援学校において、教育課程のもとで行う日常的・応急的手当のことである。具体的には、咽頭より手前の吸引、咳や嘔吐・喘鳴等の問題のない児童生徒等で、留置されている管からの注入による経管栄養（ただし、経管の先端位置の聴診器による判断は除く）、自己導尿の補助、その他、医師の指示で認められている範囲である。

段階的に条件整備を進めます。

## (2)特別支援学校の機能

特別支援学校の機能の基本的な考え方

ア 可能な限り，複数の障害に対応できるようにする。

イ 重複障害の児童生徒については，流山高等学園を除き，各特別支援学校で受け入れることとする。

ウ 教育部門<sup>(1)</sup>の設置に際し，学級編制については同一障害の児童生徒による一定規模の集団が確保されるようにする。

エ 教育部門と支援機能<sup>(2)</sup>については，各学校において，従前の障害種別の教育で培った専門性を基盤とする。

オ LD等のある児童生徒に対する支援機能については，すべての特別支援学校にその機能を持たせる。

教育部門<sup>(1)</sup>

対象とする障害の学級を設置し，在籍する幼児児童生徒に対する教育を行う。

支援機能<sup>(2)</sup>

小・中学校，高等学校や他の特別支援学校等に在籍する幼児児童生徒に対して，各障害に応じた専門的な支援を行う機能

### 特別支援学校の2つのタイプと主な役割

県立特別支援学校29校については，対象とする障害種により，特定の障害に対応した教育部門と支援機能を有する特別支援学校と，複数の障害に対応した教育部門と支援機能を有する特別支援学校とします。

これら新たな役割を担う特別支援学校について，全県型，地域型として位置づけます。

### 【2つのタイプ(型)の特別支援学校】

タイプ	特別支援学校の役割	支援を行う範囲
全県型	県内全域を対象として，特定の障害に対応した教育部門と支援機能を有する学校	県内全域
地域型	知的障害，肢体不自由，病弱のうち，特定の教育部門又は複数の教育部門を有し，設置する教育部門に関する支援機能を有する学校。 そのうち，各教育事務所管内において，1校(または2校)は，視覚障害，聴覚障害に関する支援機能も有する学校。	教育事務所単位 学区

教育部門については，現行の学区を原則とする。

各障害種ごとの教育部門と支援機能

各特別支援学校は、それぞれが教育部門と支援機能を有します。なお、各学校における新たな教育部門の設置については、今後段階的に行っていくものとします。

【特別支援学校の教育部門と支援機能】

障害種	教育部門	全県型の 学校名	地域型の学校名（教育事務所別）					千葉市
	支援機能		葛南	東葛飾	北総	東上総	南房総	所在校
視覚障害	教育部門	千葉盲学校	支援機能を備える下記の学校の中で、今後条件が整えば、教育部門の設置を行います。					
	支援機能		県立船橋	柏野田	富里銚子	長生	安房君津	
聴覚障害	教育部門	千葉聾学校	支援機能を備える下記の学校の中で、今後条件が整えば、教育部門の設置を行います。				館山聾	
	支援機能		県立船橋	柏野田	富里銚子	長生	館山聾君津	
知的障害	教育部門と支援機能	流山高 等学園	八千代 県立市川 (船橋市立船橋) (市川市立)	つくし 柏,野田 我孫子	印旛,富里 香取,銚子 八日市場	東金 長生 夷隅	安房,君津 榎の実 市原	県立千葉 (千葉市立養) (千葉市立 第二養)
肢体 不自 由	教育部門	袖ヶ浦	県立船橋	松戸	銚子	長生	袖ヶ浦	桜が丘
	支援機能		支援機能を備える下記の学校の中で、今後条件が整えば、教育部門の設置を行います。					
			八千代 県立市川	柏,野田 我孫子	印旛,富里 香取,八日 市場	東金 夷隅	安房,君津 榎の実 市原	
病弱	教育部門	仁戸名 四街道 袖ヶ浦					安房,君津	
	支援機能		・病院に教員を派遣して教育を行う（いわゆる訪問教育）を実施している学校					
LD等	支援機能	・すべての特別支援学校						

〔注〕 盲学校、聾学校以外の学校名は、特別支援学校をさす。（例：柏＝柏特別支援学校）  
ただし、千葉市については養護学校の名称を継続する。

〔注〕 市立の特別支援学校（または養護学校）については、参考とする。

### (3) 特別支援学校が担う地域のセンター的機能

特別支援学校は、本人の教育的ニーズ、保護者や地域、各学校の要望等に対応して次のようなセンター的機能を果たします。

#### センター的機能

- ・各特別支援学校の専門的な教育的支援を明らかにし、地域の小・中学校、高等学校、特別支援学校、各関係機関等に情報を提供します。
- ・地域の保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校に在籍している障害のある幼児児童生徒に対する教育相談（来校、巡回）、巡回による指導さらに教職員の校内研修等への講師派遣などを行います。
- ・特別支援学校と地域の小・中学校の特別支援教育コーディネーターとの情報交換等を行いながら、連携して支援にあたります。

#### 【センター的機能の具体例】

特別支援教育等に関する地域の関係機関等からの相談、情報提供、教育相談、研究成果の提供等

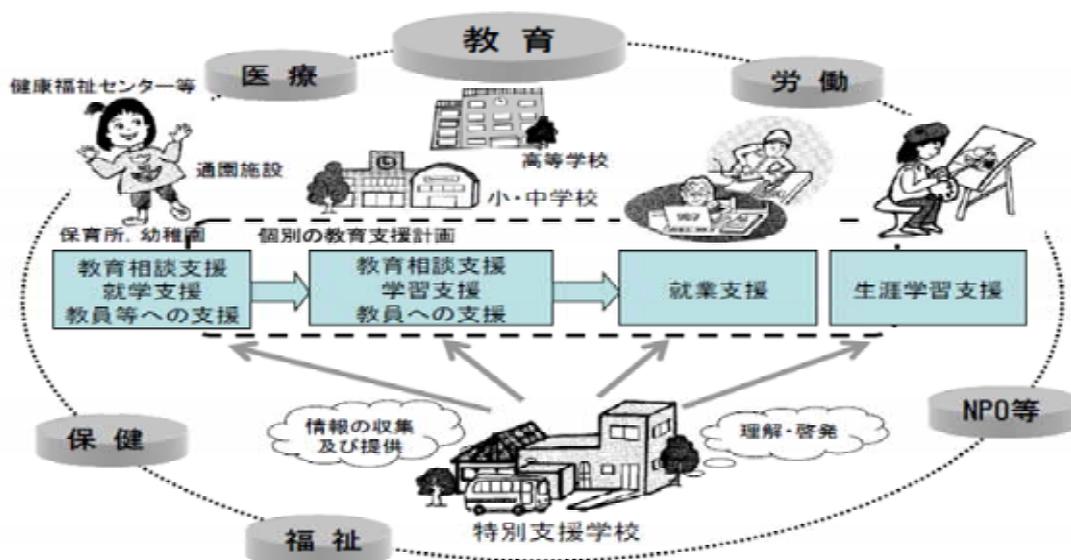
小・中学校等の教員への支援、各種教材・教具等の貸出、各種検査・アセスメント、個別の教育支援計画の作成等に関する情報提供や助言等

小・中学校等の教員を対象とした研修への協力（校内研修会、開放講座等の案内、講師派遣等）

障害のある幼児児童生徒への指導・支援、小・中学校に在籍する児童生徒への巡回による指導、学校施設・設備等を活用した各種プログラムの提供（体験教室等）

#### 特別支援教育に係る地域支援ネットワークの構築

今後、特別支援学校は地域のセンター的機能を果たすとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携・協力により地域支援ネットワークの構築を図ります。



(図5) 特別支援学校を中心とした地域支援ネットワーク

## 2 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の充実

### (1) 「個別の教育支援計画」「個別指導計画」に基づく指導の充実

就学から卒業後までを見通して、「個別の教育支援計画」を作成し、活用します。作成に当たっては、本人・保護者のニーズを踏まえ、福祉、医療、労働等の関係機関からの情報を整理して盛り込みます。活用には、福祉、労働等教育以外の分野からの支援が必要となる場合は、その旨を併せて記述します。

また、個々の幼児児童生徒に対する「個別指導計画」の作成・実施については、一人一人の教育的ニーズに対応して指導方法や内容の明確化を図り、教育課程の充実を図ります。

各障害に対応した教育課程の編成・実施・評価の充実を図るため、研究指定校における実践研究の推進、教育課程研究協議会等の研修の充実を図ります。

### (2) 教材・教具の工夫や学習環境の整備

多様な障害のある幼児児童生徒の学習を円滑に進めるためには、子どもを取り巻く環境因子や一人一人の障害特性や身体機能さらに情報の処理能力等に着眼して、幼児児童生徒の学習の滞り感や困難さを軽減することが大切です。

そのため、幼児児童生徒自らが他者とコミュニケーション等をとることができるよう補助教材や教具をはじめ、学習環境の一層の整備を図ります。

### (3) 交流及び共同学習の推進

地域で共に学ぶ機会をより多く持てるよう、幼児児童生徒が居住している地域の小・中学校等との交流及び共同学習を行うための手引き書や指導事例集等を作成し、県内の各学校、関係機関等への理解啓発に努めます。

各地域での交流及び共同学習の円滑な実施が可能となる仕組みづくりを推進し、「地域で共に学ぶ機会が得られる教育」の充実に向けて、地域を指定したモデル事業を推進します。

### (4) 医療的ケア実施体制の整備

「盲・聾・養護学校における医療的ケア実施体制整備事業」を継続、発展させ、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校への看護師の配置と体制整備を計画的に進めます。

より安全な医療的ケアを行うため、医療的ケアに関わる指導医、看護師、教員等の情報の共有化、研修等の充実を図ります。

### (5) 自閉症に対応した教育内容・方法の実践研究及び適切な教育課程の編成

知的障害を主とする特別支援学校に多く在籍している自閉症の児童生徒に対する適切な指導法の開発を行うため、次のような研究課題の解決を図ります。

知的障害を対象とする特別支援学校における、自閉症の障害特性に対応した教育課程の編成の考え方を明らかにする。

自閉症の障害特性に応じた授業の充実を目指し、的確なアセスメントに基づき指導内容を明らかにするとともに、効果的な指導方法の開発や教育環境の整備を行う。